

2. 事業の概要と成果	
(1) プロジェクト目標の達成度	シンドウパルチョーク郡の5村(5か所)において、給水施設の建設により、安全な生活用水が一年を通し安定的に供給されるようになり、大幅に水運搬に要する労働時間が削減された。 また給水施設の管理体制の構築や管理技術の研修を実施し、地域住民の能力強化を図り、継続的な給水施設の利用に貢献した。
(2) 事業内容	(ア) 給水施設建設の合意形成 本事業で実施する給水施設の建設・修繕前に、各村にて、住民参加型のPARCI(Participatory Approach to rehabilitation of Community Infrastructure)手法により合意形成を図った。 (イ) 給水施設建設 スンコシ・ガウンパリカ ward.6 の5村で、提携団体技術者が中心となり現場監督、施工管理を行い、安全に給水施設を建設した。(建設実績の詳細は別添資料①参照)可能な限り事業地で建設資材を購入し、運搬やパイプの埋め込みなどの単純作業は地域住民が参加し、地域と協力して工事を進めた。 (ウ) 維持管理体制の構築 建設後の給水施設の維持・管理を地域住民が主体となり行うために、住民間の相談により、技術と管理に責任を持つそれぞれの管理人を選出した。技術に係る管理人は各給水施設につき2〜3名、施設管理に係る管理人は各給水施設につき4名選出された。4名はそれぞれ議長、副議長、秘書、会計係を担う。申請時計画は各給水施設につき2名の管理人としていたが、給水施設の規模や管理体制の強化を鑑み管理人の人数を増員した。技術に係る管理人には技能に関する研修を、施設管理に係る管理人には施設運営に関する研修をそれぞれ実施した(受講者詳細は別添資料①参照)。 技能に関する研修では、日常的な修繕の具体的な技術を講習した。研修前後には理解度テストを実施し、研修後は12名の受講者のうち11名が合格した。不合格だった1名については、給水施設の建設作業を通して、実技や知識について補強を行った。 施設運営に関する研修では、修繕・メンテナンスに係る維持費の徴収方法の提案や、会計に係る記録方法、給水施設の仕組み、管理人と水利用者グループの責任と役割、日常的な修繕・メンテナンスの必要性とその方法(主に雨季前後の清掃や配管修繕)などを講習した。技術に係る管理人では技術的に作業不可能な専門技術を要するような修繕の場合に必要な、地元の技術者やスペアパーツ取扱店、修繕・修復にかかる補助金の問い合わせ先となる地方政府機関等の紹介を行った。また、1年次事業の村で意欲の高い管理人を2年次の維持管理研修に招待した。活動中の経験や課題などを共有することで、2年次の管理人の活動意識を高め、活動意義の理解を促した。また、1年次の管理人のさらなる活動継続意欲の向上にもつながった。研修前後には理解度テストを実施し、研修後に20名の受講者のうち18名が合格した。 これらの研修内容を実践できるように、各世帯には集金手帳を、水利用者グループには会計帳簿を配布した。提携団体の技術者らが各村を訪問し、記帳状況を確認し、運用状況に合わせ、適宜アドバイスをを行った。また申請時には村の周辺に銀行がないため維持費管理のための銀行口座は開設しないこととしていた。しかし銀行の支店が新しく設置されたため、全ての水利用者グループで銀行口座を開設した。 また、水系感染症などについての衛生知識向上講習を管理人や住民を対

	象に実施した。20 名が参加し、研修前後には理解度テストを実施し、研修内容を理解できたことを確認した。子どもに対しては、2 校の小学校低学年の児童と就学前児童の 32 名を対象に、体験型手洗い講習を実施した。手洗いチェッカーを用い、全ての子どもが綺麗に汚れを落とせるようになったことを研修中に確認した。
(3) 達成された成果	成果 1. 給水施設が建設され、安定的に生活用水の供給が維持される。 <u>指標 1. 給水施設を建設し、1 日あたりの需要量（1 人当たり 1 日 15L）を満たしている</u> 確認方法 1-1. 提携団体による施工状況の視察 →提携団体が節目毎に視察を行った。5 村に合計、取水口 5 か所、貯水槽 7 か所（新規 6 か所及び修復 1 か所）、分配チャンバー 1 か所、配水弁チャンバー 30 か所、家庭用水栓 172 か所の給水施設が完成した。 確認方法 1-2. 1 日あたりの供給量を事業実施前後に計測 →事業実施後の 1 日あたりの供給量は平均 128L/人/日であり、当該施設を利用する住民に必要な量（15L/人/日以上）の安全な飲用水が供給されるようになった。また、外部専門機関に水質検査を依頼し、飲用水に適していることを確認した。 <u>指標 2. 水アクセスにかかる労働負担が軽減される</u> 確認方法 2-1. 各給水施設までにかかる労働時間を、事業実施前後に計測 →事業実施後に、給水労働にかかる時間を聴取したところ平均 4 秒であった。事業前の 8 分 19 秒と比較し、8 分 15 秒労働時間が軽減された。申請時点では公共水栓を建設予定であったが、住民の要望により家庭用水栓に変更したことが労働時間短縮に大きく寄与した。 確認方法 2-2. 各給水施設の 8 割の世帯が 7 分以内に給水施設にアクセスできる →家庭用水栓完成後、全世帯が家庭用水栓へ 10 秒以内にアクセスできる事を確認した。 成果 2. 給水施設の維持管理能力が強化され、給水施設が適切に使用されている <u>指標 3. 水利用者グループが形成され、毎月の活動が継続されている</u> 確認方法 3-1. 管理人によるグループ活動記録および活動状況をプロジェクトマネジャーが確認 →全ての形成グループが定例会を実施し、帳簿や議事録をつけていることを確認した。 確認方法 3-2. 毎月のポストモニタリング時にエンジニアが水量を計測 →給水施設完成後にも水量の計測を完了し、十分な水量が供給されていることを確認した。 <u>指標 4. 管理人 10 名（各給水施設につき 2 名）が研修を受け、維持管理にかかる知識を身につける</u>

	確認方法 4-1. 研修の前後に理解度テストの実施および必要に応じたフォローアップ →技能に関する研修後の理解度テストでは、12名の管理者のうち11名が合格した。不合格だった1名については、給水施設の建設作業を通して、実技や知識について補強を行った。 施設運営に関する研修後の理解度テストでは、20名の管理者のうち18名が合格した(2名の受講者は終了後テストを欠席)。欠席した2名は、研修前テストの理解度テストで合格していたため、フォローアップは不要であった。 確認方法 4-2. ポストモニタリング時にプロジェクトマネージャーおよびソーシャルモビライザーによる聞き取りおよび指導 →給水施設が適切に使用されていることを住民への聞き取り調査、及び帳簿より確認した。修繕の必要性は現時点では発生していない。 <u>指標 5. 衛生知識向上講習の受講者が受講後に講習内容を理解している。</u> (衛生知識向上講習の内容を 70%以上理解している) 確認方法 5. 衛生講習開始前、終了後の理解度テストの実施 →衛生知識講習の 20 名の受講者に理解度テストを実施し、全員が合格、研修内容を理解できたことを確認した。 子ども 32 名を対象に体験型手洗い講習では、研修中に手洗いチェックーを使用して全ての子どもが綺麗に汚れを落とせるようになったことを確認した。
(4) 持続発展性	コミュニティと密に連携を図りながら住民参加型の活動を行うことで、住民の事業に対する主体性を育んだ。同時に、その後の維持管理活動の継続性を高め、事業終了後も給水施設管理を行える体制を整えた。 維持管理費の徴収額は各村の経済的状況等によって異なるが、定期的に水利用者グループが水利用者から徴収する。金額はメーター計測に基づく従量課金制で、公平かつ確実な徴収が可能である。徴収された金額は水利用者グループ名義の銀行口座に積み立てられ、給水施設の維持管理に使用される。 工事施工中には住民の工事への労働参加を図り、提携団体の技術者らが技術指導を徹底し、給水施設完成後の維持管理のための技術向上に努めた。 現行の令和元年度事業では、本事業地を含む地域で同提携団体と農業を通じた生計向上にかかる支援を実施している。そのため随時、管理体制や技術的な助言を行うことが可能であり、住民による給水施設の管理体制の定着を図っている。